

伊佐市農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月30日(月)午前9時00分から10時15分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (23人)

会 長 13番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
2番委員	8番委員	1番推進委員	9番推進委員
4番委員	9番委員	2番推進委員	10番推進委員
5番委員	10番委員	3番推進委員	11番推進委員
6番委員	11番委員	4番推進委員	12番推進委員
7番委員	12番委員	6番推進委員	13番推進委員
		8番推進委員	15番推進委員

4. 欠席委員 (3人)

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名 12番委員 2番委員
- 第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について
議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第6号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 局長 農地振興係長
農地振興係書記 農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和2年度 第8回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。
本年も後1ヶ月余りになりました。昨日の新聞で新型コロナウイルス感染が伊佐市の病院の職員ということで発表があり、始良市在住だったので伊佐市ではカウントされてはいませんが、濃厚接触者の6名の方について検査を行い、全員陰性だったと今朝の新聞には出ていましたが、皆さん体に気を付けて、活動をしていただければありがたいです。

本日の出席人数は11名で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。

本日の議事録署名委員を、指名いたします。

12番農業委員と2番農業委員に、お願いいたします。

ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」と報告2号「農地の利用目的変更」についてお願いいたします。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料の1ページから3ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が12件です。

以上ご報告いたします。

事務局 続きまして、4ページをお開き下さい。

報告第2号「農地の利用目的変更」につきまして、去る11月20日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

申請者は、伊佐市菱刈川北に居住されている MMさん85歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字寺後4311番1、地目は田、地積は1,095㎡の内、農業用倉庫として112㎡の届となっています。

転用に係る面積が112㎡ですが、農地法施行規則第29条第1項第1号農地の転用の制限の例外に基づく、農業用施設200㎡未満ということで、届出に該当します。

以上のことから、本届出は適切であると思われまことを報告いたし

ます。

なお、農地法での届出が必要であることを知らずに平成5年に整備したとのことで顛末書付きでの届出になります。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、所有権移転について報告いたします。

資料5ページをご覧ください。

番号1番の譲渡人は、伊佐市大口山野に居住する OKさんです。

譲受人は、鹿児島市名山町に所在する 公益財団法人 Kで、農地中間管理事業の農地売買等事業による所有権移転です。

申請地は、伊佐市大口小木原字永里1467番1、地目は田、地積は2,960㎡です。

旧山野中学校から南へ約800mに位置し、農用地区域内農地に指定されている良く管理された農地です。

次に番号2番の譲渡人は、伊佐市大口大田に居住する TKさんです。

譲受人は、伊佐市大口小川内に居住する認定農業者の NKさんです。

申請地は、伊佐市大口大田字黒岩段2030番2外1筆で、地目は畑、地積は合計2,609㎡です。

牛尾小学校から南へ約200mに位置し、農用地区域内農地に指定されている良く管理された農地です。

次に番号3番の譲渡人は、伊佐市大口大田に居住する HTさんです。

譲受人は、番号2番と同じく認定農業者の NKさんです。

申請地は、番号2番の農地と隣接する農地で、伊佐市大口大田字大堀2028番外1筆で、地目は畑、地積は合計4,242㎡です。

農用地区域内農地に指定されている良く管理された農地です。

次に番号4番の譲渡人は、大阪府富田林市高辺台2丁目に居住する NTさんです。

譲受人は、伊佐市大口里に居住する認定農業者の KKさんです。

申請地は、伊佐市菱刈花北字中島59番5外5筆で、地目は畑1筆、田5筆で、地積は合計5,603㎡です。

農業共済組合から南西へ約300mに位置し、農用地区域内農地に指定されている良く管理された農地です。

次に番号5番の譲渡人は、伊佐市大口田代に居住する ATさんです。

譲受人は、番号4番と同じく認定農業者の KKさんです。

申請地は、番号4番の農地と隣接する農地で、伊佐市菱刈花北字下水流251番2で、地目は田、地積は312㎡です。

農用地区域内農地に指定されている良く管理された農地です。

続きまして、貸借について説明いたします。

15ページの総括表をご覧ください。

期間は3年から20年で、面積は合計228,004㎡です。利用権を設定する者の数48名、利用権の設定を受ける者の数33名です。

土地の詳細につきましては、6ページから14ページ番号1番から50番のとおりです。以上説明を終わります。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

提案いたします。

整理番号1番から10番まで一括で報告をお願いします
ご意見、質問等は全ての報告終了後、お願いいたします。
整理番号1番について、9番農業委員の報告を求めます。

9 番
農 業 委 員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る11月24日に現地調査をいたしましたので、私9番が報告いたします。

申請人 TKさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は39歳です。

渡し人 TRさんは、福岡県糸島市高田四丁目に居住され、年齢は80歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字中通1638番1外2筆で、地目は田、地積は合計3,372㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は3,043㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

整理番号2番について、7番農業委員の報告を求めます。

7 番
農 業 委 員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る11月24日に現地調査をいたしましたので、私7番が報告いたします。

申請人 TTさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は67歳です。

渡し人 HTさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は67歳です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字比良田1106番1で、地目は畑、地積は2,088㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は327,901㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わ

ります。

議長 整理番号3番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る11月27日に現地調査をいたしましたので、私9番が報告いたします。

申請人 KKさんは、伊佐市菱刈花北に居住され、年齢は72歳です。

渡し人 MNさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は68歳です。

申請地は、伊佐市菱刈重留字鑑落1649番で、地目は田、地積は928㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、5,363㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約3.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番4番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る11月22日に現地調査をいたしましたので、私11番が報告いたします。

申請人 MSさんは、鹿児島市明和四丁目に居住され、年齢は55歳です。

渡し人 MMさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は85歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字西園3130番1外4筆で、地目は田4筆、畑1筆で、地積は合計5,042㎡で所有権移転贈与になります。

ここで皆さんにMさんからの申請理由について読み上げたいと思います。

今回、私、MSは、農地法第3条許可申請を行いました。

贈与者であるMMは、私の父であります。これまで元気に農業を行ってききましたが、年と共に体が弱くなり介護が必要な状況になり、農業を行うことが出来ない状況でありますので、今回農地のすべて贈与を受けて、郷里で農業を行うことを決意しました。

また、現在、申請者MSは、介護のため年間160日は父Mの介護を行

いながら、実家へ帰郷し介護をしながら農業を行っております。

合わせて、私は現在Kの技術技官をしておりますので、農業技術には、自信を持っており実践を行えるものであると確信しております。

私は、地元伊佐市の為に私の持てる能力を生かしたらとの思いがあり、父の所有する農地を自分で経営し研究の一環として利用したいとも考え、これまでの経験を生かしながら、Kの学生も農業実践地として教育の場として利用することも考えており、伊佐市での就農を行うことを決意しました。

是非、私の思いをおくみくださいまして農地法第3条許可申請についてご理解いただき許可くださいますようお願い申し上げます。との理由書も添付してあります。

受人の経営面積は今回の贈与分5, 042㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約30mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図、営農計画書、委任状等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号5番、6番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る11月24日に現地調査をいたしましたので、私12番が報告いたします。

申請人 NYさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は63歳です。

渡し人 MNさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は68歳です。

申請地は、伊佐市菱刈田中字水掻173番1外1筆で、地目は田、地積は合計2,795㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は11,167㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約1.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る11月24日に現地調査をいたしましたので、私12番が報告いたします。

申請人 KHさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は63歳です。

渡し人 MNさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は68歳です。

申請地は、伊佐市菱刈田中字萩原沼田1714番で、地目は田、地積は2,279㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は13,567㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約6.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号7番について、2番農業委員の報告を求めまます。

2番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る11月24日に現地調査をいたしましたので、私2番が報告いたします。

申請人 MYさんは、伊佐市大口下殿に居住され、年齢は67歳です。

渡し人 SMさんは、伊佐市大口下殿に居住され、年齢は70歳です。

申請地は、伊佐市大口下殿字中牟田1724番16で、地目は畑、地積は2,037㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は48,118㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約1.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号8番について、7番農業委員の報告を求めまます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号8番につきまして、去る11月24日に現地調査をいたしました

ので、私7番が報告いたします。

申請人 KTさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は74歳です。

渡し人 KNさんは、大阪府堺市堺区西湊町二丁目に居住され、年齢は75歳です。

申請地は、伊佐市菱刈重留字周防原744番1で、地目は畑、地積は1,161㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は14,852㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号9番について、10番農業委員の報告を求めまます。

10番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号9番につきまして、去る11月24日に現地調査をいたしましたので、私10番が報告いたします。

申請人 SSさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は76歳です。

渡し人 TMさんは、始良市平松に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口里字樋ノ口330番1で、地目は田、地積は828㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は今回の申請面積を加えますと、3,675㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約0.3kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号10番について、11番農業委員の報告を求めまます。

11番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号10番につきまして、去る11月22日に現地調査をいたしまし

たので、私11番が報告いたします。

申請人 MSさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は37歳です。

渡し人 SHさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は71歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字古屋敷791番1で、地目は畑、地積は229㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は7,120㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約10mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番から10番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって整理番号1番から10番については許可が決定いたしました。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数10件について、10件の許可が処分決定しました。

議案第3号

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)・除外・編入)申出」の意見決定について提案いたします。

整理番号1番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)申出」の意見決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る11月24

日、申請人 NKさんの母親の NMさん立会いのもと、8番推進委員、11番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をしましたので、10番が報告いたします。

所有者は、伊佐市大口大田に居住されている HTさん67歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字大堀2028番外1筆で、地目は畑、地積は合計4,242㎡です。

用途区分変更目的は農業用施設を建設すると計画されています。この申請は具体的な利用計画があり、周囲の農地への集団化・作業効率化への影響はないものと思われます。

所在地は、牛尾小学校から南へ約200mに位置し、現況は畑であり、周囲は東西南北畑であります。

添付書類として、農用地利用計画の変更に係る意見書、農用地利用計画変更申出書、地籍図、全部事項証明書が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見が決定いたしました。

議長 整理番号2番から5番について、関連事業のため一括で報告をお願いします。6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(編入)申出」の意見決定についてのうち、整理番号2番から5番までにつきまして、去る11月24日、申請人 SKさん立会いのもと、4番農業委員、12番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をしましたので、6番が報告いたしま

す。

整理番号2番の所有者は、伊佐市大口曾木に居住されている HTさんです。

申請地は、伊佐市大口曾木字平原1606番3外4筆で、地目は田、地積は合計4,551㎡です。

整理番号3番の所有者は、福岡県太宰府市観世音寺二丁目に居住されている KMさんです。

申請地は、伊佐市大口曾木字平原1607番1で、地目は田、地積は1,688㎡です。

整理番号4番の所有者は、伊佐市大口曾木に居住されている HSさんです。

申請地は、伊佐市大口曾木字平原1611で、地目は田、地積は827㎡です。

整理番号5番の所有者は、伊佐市大口曾木に居住されている HNさんです。

申請地は、伊佐市大口曾木字平原1619で、地目は田、地積は512㎡です。

申請人の SKさんが自作地も含め農用地区域に編入し、農地の有効利用を図るとのことです。

所在地は、西太良郵便局から北東へ約100mに位置し、北側は宅地、南側は山林、東側は道路、西側が宅地で、周囲に与える影響はないものと思われます。

添付書類として、農用地利用計画の変更に係る意見書、農用地利用計画変更申出書、地籍図、全部事項証明書が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。

議長 6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番から5番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番から5番については、意見が決定いたしました。

議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について、申請件数5件について、5件の意見が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について12番農業委員の報告を求めます。

1 2 番 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る11月24日、申請人の NS さん立会いのもと、4番推進委員、5番推進委員、私12番農業委員3名で共同調査を行いましたので、12番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈市山に居住されている NSさんで、年齢は83歳です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字柚木1776番6で、地目は田、地積は6,467㎡です。

転用目的は植林（スギ）で、農地区分は第2種農地その他の農地です。

所在地は、東市山公民館から東へ約5kmに位置しており、周囲は東西南北山林で周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 12番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について、1件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について報告をお願いします。

整理番号1番、2番については、一体事業のため一括で報告をお願いします。2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番、2番について、去る11月24日、申請人の代理人 O行政書士立会いのもと、13番農業委員、7番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、2番が報告いたします。

譲受人は、阿久根市港町に所在するA(株) 代表取締役 MSさんで一般法人です。

番号1番の譲渡人は、伊佐市大口里に居住されている UTさんで、年齢は56歳です。

申請地は、伊佐市大口里字八石田26番2で、地目は田、地積は322㎡です。農地区分は第3種農地で賃借権です。

番号2番の譲渡人は、伊佐市大口元町に居住されている KKさんで、年齢は69歳です。

申請地は、伊佐市大口里字八石田28番1外1筆で、地目は田、地積は合計525㎡です。農地区分は第3種農地で所有権移転売買です。

整理番号1番、2番は隣接し一体事業で、転用目的はガソリンスタンドで、今あるガソリンスタンドの増設となります。

所在地は、里保育園から南へ約50mに位置しており、東側は国道、西側は田と畑、南側も雑種地、北側はガソリンスタンドで、周辺住民の承諾済みで周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除

計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この2件の申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番、2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番、2番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号3番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る11月24日、申請人のAのAさん立会いのもと、7番推進委員、15番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、5番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市西別府町に所在するAで、一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口宮人に居住されているMKさんで、年齢は76歳です。

申請地は、伊佐市大口下殿字吹田663番10、地目は田、地積は1,713㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

所在地は、羽月小学校から南へ約1kmに位置しており、東側は道路、西側は太陽光発電施設、南側は原野、北側は田で周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数360枚、設置容量49.5kWを予定しております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号4番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る11月24日、申請人の代理人M行政書士立会いのもと、9番推進委員、10番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、9番が報告いたします。

譲受人は、大分県宇佐市大字西高家に居住されているSAさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されているSTさんで、年齢は93歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字北山2406番44で、地目は田、地積は483㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

所在地は、菱刈庁舎から南東へ約0.7kmに位置しており、西側は畑、南側は道路を挟んで田、東側は道路を挟んで宅地、北側は畑で周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数52枚、設置容量24.44kWを予定しております。なお、申請書によると将来的には合計336枚のパネル設置を行う計画になっています。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号5番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る11月24日、申請人の代理人M行政書士立会いのもと、6番農業委員、12番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、4番が報告いたします。

譲受人は、長崎県長崎市五島町に所在する株式会社 Y 代表取締役 YKさんで一般法人です。

譲渡人は、福岡県福岡市東区塩浜一丁目に居住されている SAさんで、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口宮人字新開原974番で、地目は畑、地積は1,478㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

所在地は、新曾木大橋から西へ約600mに位置しており、北側は山林、西側、東側は原野、南側は畑で周囲に与える影響はないと思われま

す。太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数192枚、設置容量49.5kWを予定しております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号5番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号6番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号6番について、去る11月24日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、8番推進委員、11番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、10番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口原田に居住されているNKさんで、年齢は30歳です。

譲渡人は、伊佐市大口原田に居住されているARさんで、年齢は64歳です。

申請地は、伊佐市大口原田字西原422番1で、地目は畑、地積は342㎡です。

転用目的は一般住宅で、農地区分は第1種農地で、所有権移転売買です。

所在地は、大口温泉病院から南へ約600mに位置しており、南側は道路、東側は宅地、北側も宅地、西側は畑で周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号6番は、処分決定いたしました。

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数6件について、6件が処分決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議 長 議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。
整理番号1番、2番について、一括で報告をお願いします。
事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第6号非農地証明願についてのうち、番号1番につきまして、去る11月24日、Sさん立合いのもと、事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

申請人 TNさんは、埼玉県さいたま市見沼区に居住され、外2名の

共有名義になります。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字狩迫2252番1、地目は畑、地積は1,262㎡です。

所在地は、千鳥園から西へ約270mに位置し、東側は山林、西側は畑と山林、南側は畑、北側は山林となっています。

非農地になった時期及び理由としては、平成5年月日不詳より周囲の山林化に伴い生産性が低下し不耕作地になったとの事で、今後も農地として利用する予定がない事から今回非農地証明を願い出るものです。

なお、Sさんより平成5年月日不詳より不耕作地であるとの証明書が添付されています。

調査の結果、この申請について農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図等が提出されています。

委員皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

続きまして番号2番につきまして、去る11月24日、O土地建物取引士立合いのもと、事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

申請人 YMさんは、伊佐市菱刈荒田に居住されています。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字島崎2658番、地目は畑、地積は518㎡です。

所在地は、本城小学校から南西へ約1.0kmに位置し、東側は山林、西側は道路を挟んで宅地、南側は宅地と山林、北側は宅地となっています。

非農地になった時期及び理由としては、昭和40年月日不詳より牛舎、倉庫として利用されており、今後も農地として利用する予定がない事から今回非農地証明を願い出るものです。

なお、荒田のYさんより20年以上前から不耕作の状態で牛舎が建設してあったとの証明書が添付されています。

調査の結果、この申請について農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図等が提出されています。

委員皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番、2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番、2番は、「非農地証明願」については決定いたしました。

議長 議案第6号「非農地証明願」について2件申請のうち2件の許可が決定いたしました。

議長 その他。事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。11月の月例報告をします。
5日、11月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。
18日、地域別農業委員会農地利用最適化推進会議が霧島市のみそめ館で開催されました。
24日、現地調査を一斉にしております。30日、本日は第8回農業委員会総会です。
12月の行事予定ですが、4日に12月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。
21日が現地調査です。25日が第9回農業委員会総会です。
月例報告は以上です。

議長 他にないでしょうか。

事務局 以上で、令和2年度 第8回農業委員会総会を終わります。
姿勢を正してください。
一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時15分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 1 2 番

伊佐市農業委員 2 番